

平成31年1月30日

洲本市長 竹内通弘様

洲本市特別職報酬等審議会

会長 高濱義尚

特別職の報酬等の額について(答申)

平成31年1月18日に、洲本市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、本審議会に対し諮問のあった洲本市の特別職の報酬等の額について、別紙のとおり答申します。

答申

1 はじめに

洲本市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、平成31年1月18日に洲本市長から洲本市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、洲本市の特別職の報酬等の額について諮問を受けた。

これにより、2回の審議会を開催し、委員は、公正中立の立場で、市民の代表者としての広い視野に立ち、多角的な検討を行い、答申を取りまとめたものである。

2 審議内容

（1）現行報酬額等の経緯

平成18年8月11日に開催された前回の審議会では、旧洲本市と旧五色町の市町の合併により誕生した新たな「洲本市」の特別職の報酬額等の妥当性について検証が行われ、合併直後の行財政改革の推進を図る必要性や当時の経済情勢等をふまえ、減額改定が望ましい旨の答申がなされたことで、同年10月1日に特別職の給料、報酬、期末手当の削減措置が講じられた。

平成19年4月には、行財政改革のため策定された「洲本市集中改革プラン」に基づき、給与の適正化のため実施された一般職員の減額措置にあわせ、市長、副市長、教育長については、自主的に給料の減額が実施され、現在もこの減額措置の内容が継続している状態であること、また、一般職が、人事院勧告により、給料、賞与が5年連続引上げられている状況にある中で、特別職については、給料及び期末手当の引上げを抑制していることを確認した。

これらの前回の審議会開催以降の報酬等の変遷においては、報酬等に対し主体的に独自の減額措置を継続していることや、一般職の人事院勧

告の引上げが実施されている状況において、主体的に支給割合の引上げを抑制していることの妥当性について審議を行った。

(2) 県下の他市との比較

県下各市の特別職の報酬等の額及び期末手当の支給割合の比較、また、県下における洲本市の歴史性及び淡路島内における中心市としての役割の重要性等を考慮し審議を行った。

(3) 洲本市の財政状況

合併以降の洲本市の財政指標等の評価及び今後の洲本市の歳入、歳出の両面の課題等を検証し、将来的な洲本市の財政予測も考慮し、現行の特別職の報酬等の妥当性について審議を行った。

(4) 特別職の職責

地方分権や権限委譲が進行し、地方自治体の行政事務が多様となることで、事務の効率化がこれまで以上に求められる中、特別職の果たすべき役割が今後も大きくなるものと考えられることから、特別職の職責に応じた報酬等の在り方について審議を行った。

3 結論

市長、副市長及び教育長並びに市議会の議員（議長、副議長、各常任委員長、議会運営委員会委員長、各常任副委員長、議会運営委員会副委員長）の報酬等については、現行の支給額に据え置くことが妥当である。

(理由)

前回の審議会以降、特別職の報酬等については、一般職の人事院勧告や洲本市の行財政改革に基づく給与減額に準じ、報酬等の減額措置や期末手当の引下げを実施し、平成26年度からの人事院勧告に基づく一般職の給料、期末勤勉手当の引上げに対しては、特別職は、期末手当の引上げを見送っていることで、県下の各市の中では、支給割合が低い状態

となっている。

のことから、今後、ますます進行するものと考えられる行政需要の多様化、複雑化に対応するため、特別職の果たすべき職務の重要性を考慮する必要があること、また、現在の経済情勢等を反映した人事院勧告が、近年、連続でプラス回答になっている状況下においては、特別職の給与処遇の見直しを行うひとつのタイミングにあるとも考えられる。

一方、県下の各市との報酬等の支給額の比較において、常勤の特別職及び議員共に、中位より下の順位であり、本市の財政規模等からその妥当性は理解できるが、洲本市より人口が多く、報酬等の月額支給額が洲本市より下位の市も存在することから、報酬等の額については、洲本市が特に低い金額設定になっているという印象はないと考える。

また、洲本市の財政状況においては、日本経済の回復基調により、次年度は、税収の増が見込まれる状況にあること、また、市町合併以降の行財政改革の推進による独自の人事費の削減策については、一定の成果は確認できるが、主要な財政指標の検証においては、公債費率が依然高い状態であり、その他の指標においても、淡路3市の共通の傾向ではあるが、財政構造の弾力性が県下の他市の状況と比較した場合、弱い数値を示しており、将来、財政を圧迫する可能性も懸念され、今後の洲本市の人口減少の予測、少子高齢化の進行等を考慮した場合、現在の洲本市の財政状況は、決して楽観視できるものではないと考える。

以上のことについて、多角的に審議を重ねた結果、洲本市の財政を支える納税者である市民感情に配慮することの重要性も考慮し、現行の特別職の報酬等の額を据置きとすることが妥当であるとの結論に至った。

4 附帯意見

特別職の期末手当については、報酬額等の妥当性を審議するうえで、重要な要素であることから、他市との支給割合の比較及び自主減額の実績を総合的に検証したところである。

県下他市との比較において、人口規模の類似している市との均衡及び特別職の職責の重要性を考慮し、次年度以降の人事院勧告の内容及び市の財政状況等をふまえ、特別職の期末手当の支給割合の決定、主体的な減額措置の必要性について判断を願いたい。

特別職非常勤職員の報酬額については、県下各市との比較においては、概ね平均額以下の状況であることから、額の妥当性については特に意見を附すものでないが、「職務の性質」、「業務内容」、「勤務形態」について、多種多様であるそれぞれの非常勤特別職である職員の報酬額の妥当性をよく検証し、人材確保が困難となっている昨今の状況もふまえ、洲本市の実情に沿った適正な算定根拠に基づき、報酬額の設定に努めるべきと考える。

5 おわりに

本答申については、審議会において慎重かつ真摯に審議し、判断したものである。

洲本市は、今後的人口減少、少子高齢化の進行により、将来的に厳しい財政状況になることが予測され、現在、緩やかな回復基調にあると言われている経済情勢にあっても、不透明な要素が多いものと考える。特に、洲本市においては、将来的には人口減少の影響により、地方交付税の減額が予測される中、健全な財政運営を図っていくためには、自主財源の確立が望まれ、これらの成果が、特別職の報酬等に反映されるべきものと考える。

このような状況の中で、市長、副市長、教育長の特別職や市民の代表者となる市議会議員には、今後ますます職責が増大し、高度な見識、判断力と強いリーダーシップが要求されることで、これまで以上に市民の期待が寄せられることから、今後も引き続き、円滑な行政運営の推進に努められ、市政の発展のため、より一層の力を尽くしてもらいたい。

洲本市特別職報酬等審議会委員

会長 高濱義尚

職務代理者 天野裕安

委員 山中敬子

委員 両角隆太郎

委員 山崎和子

委員 近藤芳民

委員 福島富秋

委員 弁田一夫